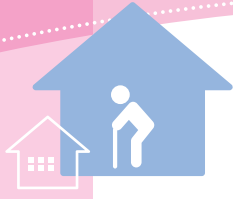
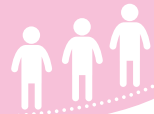


特集

2

行政と地域の高齢者支援の取り組み

— 市民後見人の育成と活用 —



大貫 正男 Ohnuki Masao 日本成年後見法学会副理事長・司法書士
埼玉司法書士会所属。東京医科歯科大学非常勤講師など。著書に「成年後見
法制の展望」(2011年4月 共著 日本評論社)「誰でも使える民事信託」(2011
年2月 共著 日本加除出版)ほか。



期待される市民後見人の活動

(1) 背景

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害や精神障害があるなど判断能力の不十分な人に対し、成年後見人等を選任するなどして、本人の権利や財産が侵害されることのないよう法律面や生活面で社会が支援するしくみです。わが国の認知症高齢者は2012年で約462万人に達し、軽度の約400万人と合わせると65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備軍といわれています*1。現在、この制度はますます重要になっています。

ここで問題となるのは、誰に成年後見人を頼むかです。一般的には、まず親族を思い浮かべるところですが、家族構成の変化や疎遠などの理由で、親族の中から信頼できる成年後見人が容易に見つからないケースが増えてきました。親族の中から見つからなければ、親族以外の第三者から選択することになります。

第三者後見人といえば、司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職後見人を思い浮かべます。しかし、2005年当時、専門職後見人が不足している状況にあり、成年後見人等を選任されている専門職後見人は多く見積もっても全体で9,000人程度でした。その9,000人は、既に

複数の事件を受任しており、新規事件の受け入れが限界となってきていたのです。

そこで、クローズアップされたのが市民後見人です。それは、成年後見制度の担い手の一翼に市民の参加を求めるという遠大な構想です。

(2) 市民後見人の登場

しかし、2005年に提言された市民後見人構想*2には「家族や法律・福祉の専門家でもない市民に成年後見人は任せられない」「不祥事が起これば制度は信頼を失う、専門職後見人を増やすのが先決だ」等の消極意見が多く聞かれました。ところが、軌を一にして、東京都、品川区、世田谷区、大阪市等の先進自治体やNPO法人等でも市民後見人事業の独自で地道な取り組みが始まり、やがて家庭裁判所等から評価され、徐々に市民後見人の胎動が始まったのです。実際に活動をしている市民後見人から「後見活動は大変だが、関係者に感謝され生きがいを感じる」などの感想を聞くと、同じ市民としての立場で本人に寄り添い、きめ細かな見守りを行っていること、地域住民としての繋がり^{つな}を大切にしていることなど、専門職には見られない市民後見人特有の姿勢が伝わってきました。

これらを背景に、2011年、国(厚生労働省)は老人福祉法を改正するとともに、「市民後見推進事業」をスタートさせ、公的な責任において市民後見人の育成および活用を行うという厚

*1 厚生労働省「新オレンジプラン」
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/02_1.pdf

*2 『実践成年後見No.15』成年後見センター・リーガルサポート「成年後見制度改善に向けての提言」の紹介 民事法研究会

い扉を開いたのです。市民後見人を社会的に承認し、その位置づけを明確にしました。

(3) 市民後見人とは

では、市民後見人とは何でしょうか。最高裁判所事務総局家庭局は「市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に着けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう」*³としています。強調したい点は、市民後見人は、家庭裁判所という公の機関の判断(審判)によってはじめて活動ができることです。市民後見人になろうとする人が、いかに意欲があっても、高い志があったとしても、法律や福祉を熟知していても本人の権利擁護者にふさわしいという「お墨付き」(審判)がなければ、市民後見人の候補者に過ぎません。

市民後見人は家庭裁判所の審判により生じた後見活動、つまり「公的任務」を帯びている点で、一般のボランティア活動と峻別しゅんべつされます。

(4) 市民後見人の強み

専門職後見人との支援の質の違いに着目し、

それを明確にし、より積極的に市民後見人の優れた面を伸ばしていく必要があります。

そのキーワードとして、まず「地域性」が考えられます。同じ地域という関係から生まれる支援の質に専門職後見人との違いを見い出せます。

次のキーワードは、「身上監護」であり、介護サービスを受けるための手続き、施設入所手続き、配食や掃除等の手配などに市民の強みを発揮できます。実際の後見事件を分析してみると、日常的な金銭管理と身上監護中心の事件が一定割合存在しています。本人が施設等に入所しているケースであれば、身上監護事務は面会、交流等の見守りが中心となります。

そして、最後に「社会貢献」としての支援です。「仕事をこなしている感じの専門職後見人に比べ、市民後見人の方は本当に親身になって関わっている」という関係者の指摘に市民後見人のメリットが表現されています。

自治体による市民後見人育成・活用の取り組み

(1) 市町村の取り組み体制

市民後見人の育成および活用などの市民後見推進事業を実施するのは、市町村(特別区を含む)です。実際には多くの市町村は、市民後見人養成事業を社会福祉協議会(以下、社協)、NPO法人等の外部に委託していますが、実施機関が

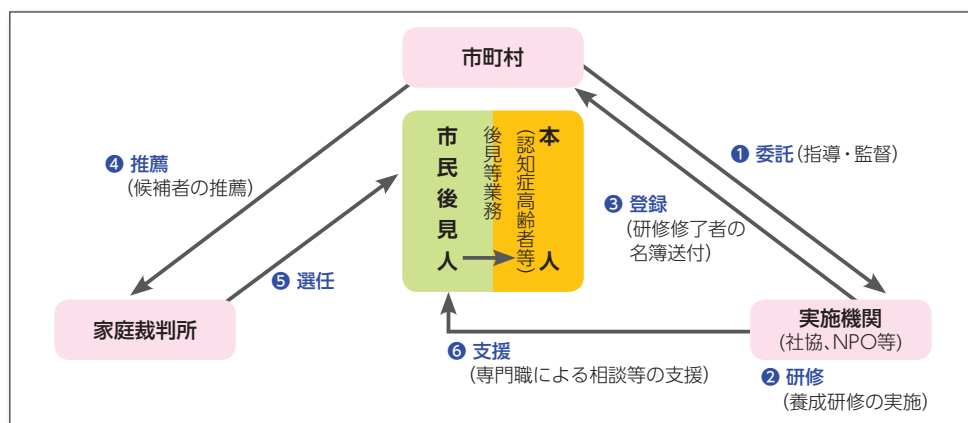


図 市民後見人の育成および活用のための取り組みイメージ 厚生労働省ホームページより作成

* 3 「成年後見関係事件の概況」—平成26年1月～12月— http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20150522-1.pdf

適切な育成事業を行っているかどうか常に指導・監督できる体制をつくっておくことが求められます(図)。

さらに、市町村と実施機関は市民後見人事業を実施するに当たり、市民後見人育成事務にかかわるすべての関係者の間でどのような理念で事業を行うか、意思統一を図る必要があります。そして、地域の後見ニーズ(地域における高齢者・障害者数、その生活実態、高齢化割合、成年後見等開始申立に関する首長申立の状況等)を把握するとともに、家庭裁判所および弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の団体と緊密な連携を図り、事業への協力を要請するなど、その地域に合った取り組みを積極的に推進することが重要です。

市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるに当たっては、市町村の取り組みについての説明・協議の場を設けておくとい良いでしょう。

また、育成終了後も市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように、専門職等による支援体制を整備する必要があることから、市町村はその業務が適正かつ効果的に行われるよう実施機関に対して指導・監督等を実施することが重要です(図①)。

(2) 養成研修の実施

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、50時間を目安とする研修カリキュラムを市町村が策定し、実施します。また、養成研修を終了しても、すぐに全員が後見人として選任されるわけではありませんので、養成研修終了後フォローアップのための研修も必要です(図②)。

(3) 養成研修終了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿(人材バンク等)に登録する必要があります。そのため、選考委員会等を活用することも必要です(図③)。

(4) 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、調整委員会や選考委員会(市町村職員および専門職等で構成)などを設置して、被後見人の状況などについて十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です(図④)。

また、推薦する候補者が家庭裁判所から選任された場合に、実施機関からの支援を受けることを必須とすることも欠かせません(図⑤)。

(5) 市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、専門的な分野に限らず、日常的な後見事務等についても相談できる体制をつくる必要があります(図⑥)。なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

具体的な市民後見人の活動

実施機関が育成・活用に取り組んでいる市民後見人の活動形態は、大きく4つのタイプに分類できます。

(1) 法人後見型

市民後見人として養成された市民が、法人後見の支援員や担当者として活動するものです。

社協が実施機関の場合、多くは法人後見という形態をとっています。実施機関が個人受任を用意していなければ、単独でなく組織の支援員や担当者として活動することになります。一般的に、初めて後見人として活動を開始する場合、いきなり個人受任でなく法人後見からスタートすることが多いと思われます。法人後見は、従来からの日常生活支援事業の経験や人材を生かせること、初心者はまず自ら後見実務に慣れる機会が得られるなどのメリットがあり、多くの実施機関は、無難な法人後見からスタートしていると考えられます。

(2) 個人受任型

市民後見人として養成された市民が、個人で受任するものです。実施機関が法人後見を用意していなければ、市民後見人は当然に個人受任となります。個人受任の場合、世田谷区のように社協が後見監督人に選任されるケースと、大阪市のように後見監督人が選任されないケースがあります。

(3) 市民後見人と専門職後見人の複数後見型

市民後見人と専門職後見人(場合によっては親族)の複数後見です。ドイツでは、タンディム(2人乗り自転車)方式と呼ばれ、それぞれの持ち味を発揮する形態です。具体的には、身上監護を市民後見人が担当し、財産管理を専門職後見人が担当する職務分担方式であり、典型的な例は神奈川県横須賀市です。

(4) 法人後見と個人受任の併用型

法人後見と個人受任の併用型は、実施機関が法人後見と個人受任の形態を用意することにより、市民後見人がどちらで活動するかを選択できるものです。世田谷区や埼玉県志木市は典型的な法人後見と個人受任の併用であり、品川区は個人受任を行っているNPO法人と法人後見主体のNPO法人が連携しており、法人後見と個人受任の併用に分類できます。

ここでは4つの形態に分類しましたが、最終的には法人後見と個人受任の併用に向かっているようにみえます。つまり、実施機関の体制により、スタート時から法人後見と個人受任の併用を採用することが困難であったため、いわば二者択一的に形態が決定されたものと考えます。したがって、現在採用されている形態は可変・流動的であり、今後はより地域の実情や実際の事例に対応できる法人後見と個人受任の併用に落ち着くのではないかと予想されます。

また、実施機関の中で先進的な取り組みを行っている社協に共通するのが、成年後見事業を専門的に担うために「成年後見センター」等を設置している点です。成年後見センターは、独立した法人でなく対外的な名称ですが、設置に

より成年後見に特化した事業が可能なこと、市民後見人のバックアップ体制が取りやすいこと、従来からの社協事業と区別できること、成年後見事業の収支が明確となる、などのメリットがあります。まさに、成年後見センターは成年後見制度の普及と推進のシンボルであり、その宣言とみることができます。

(5) NPO法人、一般社団法人等の場合

NPO法人、一般社団法人等は、法人後見方式が採られるものと考えられます。したがって、市民後見人は、組織の「担当者」として活躍することになります。一般的に、NPO法人等は単一の事業が多いため、成年後見事業に特化することが可能です。したがって、「個人受任」を希望する市民がいても、現状では個人受任は難しいと考えられます。個人受任を実施するには、NPO法人等が前述したサポート体制を整備することが重要と考えます。

まとめ

市民後見人の活動は、判断能力の不十分な人などの権利や財産を守ることにより、金銭を管理し、福祉サービス利用契約を結んだり、見守りなどを行います。時には人生の思い出話や苦労話を聞くことや、トラブルの相談に乗って本人や関係者から感謝されることもあるでしょう。こうした後見活動を通じて、今まであまり地域との接触や交流が少なかった人でも、社会との結びつきを深めていくことができます。市民後見人の活動は、これまでの人生で得た^{とうと}貴い経験や職歴を生かす場にもなります。

しかし、市民後見人には、特別な経験や専門知識は要求されません。本人に寄り添い、本人の権利や財産を守り、本人の尊厳のある生き方を支援するという理念をしっかりともっていれば、一定の研修を経て市民後見人として活躍することができます。

皆さまに、ぜひ市民後見人にチャレンジしていただくことをお勧めします。